

令和5年1月14日

各支部長様  
各顧問様  
各監事様

東京都弓道連盟 第一地区  
指導担当委員長  
会長 窪田史郎（印略）

令和4年度全弓連からの「講義資料」送付について

各支部長におかれましては本年もご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

第一地区は1月15日（日）に五段の「講習会」を行います。この日の時程の中に令和4年度における全弓連からの講習会の講義内容を伝える時間を取り、参加者にお伝えする予定です。

令和4年度に当地区は支部長・称号者講習会を挙行出来なかった為、この日の「講義資料」をお送りしますので、支部内の称号者にお伝え（お渡し）ください。この資料は昨年、10月1日～2日に行った「関東南部地区指導者講習会」の際に参加者に配布されたものです。

令和5年度も第一地区は従来同様に「公認資格認定制度」に沿った取り組みを続け、都連と共に地区の発展に向け、弓道の総合力向上に尽くして参りますので、よろしくご支援の程をお願いいたします。

添付資料

令和4年度「関東南部地区指導者講習会」配布資料・ 資料1, 2, 3 一式

以上

## 資料 1

### 弓道について

基本計画部会  
部会長 岡崎 廣志

審査会、講習会、そして大会などを見ていて、ここ数年というよりもっと前から感じていることは、なぜこんなに中らなくなってきたのだろう、ということです。

これでは正直、将来、弓道のレベルを維持していくことは難しいのではないかという疑問が湧いてきてしまいます。弓道的に中って初めて射の内容を問えます。弓道は精神性を強調しているのだから的に中らなくてもよい、というものでは決してありません。的に中らなくてもいいなら、巻き藁を引いていけばいいだけです。的に中らないのには理由があるわけですから、それを克服していくのが弓道の修練のはずです。

なぜこのような状況になってしまったのか、各講習会の講師を務める中央委員の先生方はよく考えなければなりません。

私は、一つには細かいことを教え過ぎているのではないかと思っています。例えば体配の指導が微に入り細を穿つように指導されていますが、射位で弓を構えるまでの間に体配に気を使いすぎて射に対する集中力を大きく欠くことになってしまっているのではないかと危惧しています。体配は射技を生かすために必要欠くべからざるものです。しかし、体配だけが素晴らしい弓に生かし切れなければ、本末転倒で全く意味がありません。体配は隙を作らず、武道としてふさわしい立ち居振る舞いが出来るよう指導してほしいと思います。武道は対峙するものです。常に状況の変化に応じて、瞬時に適応できる機敏さ・柔軟性のある体構えを身につけることを眼目に指導していただきたい。

また、射技の指導も細かい技術にこだわらずに、「体で離れを生む」弓を指導してほしいと思います。「体で離れを生む」弓とは、要は体の中にバネを作り、伸び合いによって離れを生みだしていく射です。そういうメカニズムによって離れは軽く鋭いものになっていくはずですが。

教本に従って指導するというのはいいのですが、字句にこだわるような指導は適切ではありません。人間の体の動き・働きは言葉で説明し表現しきれるものではありません。教本第 1 巻は現在の弓道の基本となっていますが、基準として指導に使ってください。その他の副読本の類はあくまでも教本の補助・参考にとどめて下さい。教本の解釈の一助と考えて下さい。

射は、百人いれば百通りの弓があります。千人いれば千通りの引き方があってしかるべきです。一人一流の世界です。弓を引く人の個性が十分に生きていなければいけません。射位で誰の助けも受けずに自分の弓を引き切るのが弓道です。指導者が自分の弓の引き方を相手に強要するような指導では、その人に合った弓を引けるようにはなりません。依存心を嫌い自立を促し、自分の目指す弓道へ進むべく導いて下さい。

まず、指導者は受講者などと一対一の人間として向かい合ってください。そのように受講者と向かい合った時、初めて技術的精神的な真髓が相手に伝わるものだと思います。教えてやるとか、自分の方が優れている、などと思って相手に向かうほど傲慢なことはありません。指導者は自分の弓を引いてきた経験の中から受講生などの様々な悩みや課題の解決となるであろうことを提案し、受講生は各々がそれを選択して工夫しながらその人の射を作っていく、というのが理想の指導ではないかと思っています。相手が受け入れられないような指導を強要したり、従わない相手を精神的に束縛したりでは、相手の進歩には全くつながりません。

人はそれぞれ違うのですから、自分に合った弓を探して試行錯誤を繰り返し、失敗しながらそれを教訓として前に進むものです。それを見守りより大きく育つように導くことを目指してください。次の世代の弓道人の芽を潰すようなことにだけはならないようにしたいものです。

講師は、受講者から評価されるよう絶えず自己研鑽に励んでいただきたい。弓はつまるところ自分の引いてきた経験でしか指導はできません。まず、自分の弓に自信を持ってください。自信が持てるほどの修練を重ねてください。講師の絶え間ない修練の姿が射に映し出された時、受講生は自然と敬慕の念を抱くものです。自分が引けもしない弓を教えることは、本物の指導とは言えません。たとえ自分が教わった先人の言葉を伝えることでも、自分の経験を通してその言葉を自分の体で消化してから指導してほしい。そうして経験を積み重ねてきたものが射として評価され、ひいては弓引きとしてあこがれの対象となって指導を切望されるのだと思います。

審査委員としても、受審者を一人の人間としての評価となるよう努めて下さい。絶えず審査眼を養い、射を見極める努力をしていただきたい。射の本質を問うのが審査のはずです。体配の小さな違いなどで審査の結果が左右されてしまうことがないように心掛けて下さい。

## 資料 2

### コンプライアンス（ハラスメント関係）について

全弓連は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、暴力行為等の防止を目的として、「倫理に関するガイドライン」を定めています。このガイドラインでは、セクシュアルハラスメントは「相手の意に反し、不快にさせるような性的な行動及び言動で、これにより、本連盟における相手の立場や、本連盟にかかる相手の活動環境を悪化させること」、パワーハラスメントは「地位・立場・職権等の優越を背景にして、相手に義務のないことを行わせたり、人格や尊厳を害したりするような言動で、これにより、本連盟における相手の立場や、本連盟にかかる相手の活動環境を悪化させること」、暴力行為は「相手の体に対する物理的な暴力のほか、脅迫的・威圧的・侮辱的な言動によって、相手を精神的・身体的に傷つける行為のすべて」とされています。

また、全弓連は、これらの行為を根絶すべく、「懲戒規程」で、「競技者及び指導対象者などに対して、暴行、暴言、いじめ、パワーハラスメント等を行うこと」、「指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為、性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと」、「技量の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと」などを懲戒処分の対象と定めています。

このため、被害者からの通報などによって、これらの行為の疑いが生じた場合、その対象者については、相談窓口やコンプライアンス委員会による調査が実施され、これにより違反事実が認定された場合には、倫理委員会の審議、理事会の決議等を経て、厳しい懲戒処分が科されることとなります。実際、昨年には、これらの規程に基づいて、女性会員に対して暴力行為、セクハラ行為を行った男性会員が懲戒処分を受けるという事案も発生しています。

実際にどのような行為がセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、暴言等に該当するのかは、明確な基準があるわけでもなく判断が難しいというのは、一般にもよく指摘されることです。また、近時、「アンコンシャス・バイアス」と呼ばれる「無意識の偏見や思い込み」によって、自分では無意識のうちに誰かにストレスを与えるような言動をしてしまう危険性も指摘されています。

これらの難しさを克服して、これらの行為を根絶するためには、弓道関係者一人一人が、常日頃から、時代の変化に応じた問題意識を持ち、お互いの考え方等の違いを理解して認め合う多様性の感覚を磨くことが必要です。そして、自分の言動が、指導を受ける者や第三者にストレスを与えていないかに注意して行動するとともに、周囲の弓道関係者とも情報共有や議論を行うよう心掛け、仮に問題行動について他人から指摘を受けたときには真摯な気持ちでこれを受け止める心構えが重要です。

### 資料 3

#### コンプライアンス（矢羽関係）について

数年前、矢羽に使われるワシタカ類の羽根に密猟による鳥の羽が含まれていたのではないかと、弓道関係者がその取引に関わったのではないかなどが問題となり、全弓連は、準則の制定、調査委員会による調査、倫理委員会による処分などを通じてこの問題の解決に取り組みました。

このような行為が問題とされるのは、それが野生の動植物の保護を目的とするワシントン条約や種の保存法・鳥獣保護管理法などの国内法令に違反する可能性があるためです。つまり、この問題も、「法令順守（コンプライアンス）」の問題の一つの場面だということです。

そもそも法令を順守するのは一般社会人として当然のことですが、全弓連は、公益財団法人という公益性が強く求められる団体であることから、より一層コンプライアンスを重視する必要がある団体です。単に法律に違反していなければいいというだけではなく、社会的規範を順守することや、公正・適切な活動を通じて社会貢献を行うことが重視される存在といえます。

そして、団体としての全弓連がコンプライアンスを重視した活動を行うよう強く社会から求められているということは、その目的を実現するために、実際に全弓連を支えている弓道関係者一人一人が常にコンプライアンスを意識して行動すべきことが必要であることを意味しています。

また、この問題は、近時ますます重要性を高めている自然保護・環境保護の問題でもあります。全弓連は、鳥類の羽根、獣類の皮革、竹などを弓具に使用してきた弓道人の団体として、自然保護を第一と捉えた活動が求められています。この点も、実際に弓具を使用し購入する弓道関係者一人一人が強く意識して行動できるかどうかにかかっているといえます。

皆様には、常日頃から関連するようなニュース等に目を向けていただき、自然保護・環境保護に関する意識を高めていただくとともに、必要があれば、関連省庁のホームページなどで、この問題に関係する法令等についての理解を深めていただき、疑わしい取引には関与しないように注意する、疑わしい取引を見聞きした場合には周囲の弓道関係者に注意を喚起するなど、法令順守の意識を強く持って行動していただくことが重要となります。